

一般社団法人宇宙利用産業プラットフォーム協議会 会員規則

令和8年7月2日制定

(会員)

第1条 当法人の会員は、正会員及び登録会員の2種類を定める。

(正会員)

第2条 正会員は、当法人の社員がこれに該当し、別途定める社員規程により規定する。

(登録会員)

第3条 登録会員は、当法人のメーリングリストに登録された会員をいい、次のとおり運用する。

- 1 登録会員の会費は、無料とする。
- 2 登録会員は、当法人の会議やイベントに参加の登録した個人である。
- 3 登録会員は、当法人のウェブサイトに掲げるフォームに登録することによっても入会することができる。
- 4 登録会員は、当法人ウェブサイトに掲げるフォームによって連絡することで、退会することができる。

附 則

この規則は、令和8年7月2日に制定し、制定後に適用する。